

今日の問い

国会は国の政治でどんな役割をもち、どのように法律をつくるのだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 国会の地位と仕事

国権の最高機関

国権の最高機関

国民の代表者からなる国会の地位。

立法機関

法律をつくる機関。

国政調査権

国の政治全般を調べる、各議院の権限。

弾劾裁判所

裁判官をやめさせるか判断する裁判所。

国会は、選挙で選ばれた国民の代表者で構成され、主権者である国民の意思を政治に反映させる場である。憲法第41条は、国会を**国権の最高機関**、国の唯一の**立法機関**と定めている。つまり、法律をつくれるのは国会だけである。国会は、内閣や裁判所に比べて国民に近い機関として、国の政治の中心に位置づけられている。

国会の仕事は、法律の制定のほかにも多い。予算の議決、外国との条約の承認、内閣総理大臣の指名、憲法改正の発議(各議院の総議員の3分の2以上の賛成が必要)を行う。また、裁判官をやめさせるかを判断する**弾劾裁判所**の設置や、証人を呼んで政治を調べる**国政調査権**も、国会の重要な権限である。

2 国会のしくみ

二院制・法律

二院制

国会を二つの議院で構成する制度。

衆議院の優越

意見が分かれたとき衆議院の議決を優先する。

委員会

法律案などを専門的に審議する場。

公聴会

専門家や関係者の意見を聞く会。

国会は、**衆議院**(465人)と**参議院**(248人)の**二院制**である。慎重に審議して、一方の行きすぎを防ぐためである。衆議院は任期が4年で解散があり、参議院は任期が6年で3年ごとに半数が改選され解散はない。国民の意見をより強く反映すると考えられるため、衆議院には強い権限が与えられ、予算の先議や、内閣総理大臣の指名などで参議院よりも議決が優先される(**衆議院の優越**)。

法律案は、内閣または国会議員が提出する。まず提出された議院の**委員会**で専門的に審議され、必要に応じて**公聴会**で意見を聞き、**本会議**で議決される。もう一方の議院でも同じ手順を経て、両院で可決されると法律が成立し、天皇が**公布**する。参議院が否決しても、衆議院が出席議員の3分の2以上の賛成で再可決すれば成立する。



問いへの答え

国会は国民の代表者で構成される国権の最高機関で、国の唯一の立法機関である。法律の制定のほか、予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名などを行う。衆議院と参議院の二院制で、衆議院の優越がある。法律案は委員会と本会議で審議され、両院の可決で成立し公布される。

次は **ノート** で、下線に語句を書きながら確かめよう →

